

官報

昭和四十六年十二月二十四日

○第六十七回 参議院会議録第十七号

昭和四十六年十二月二十四日(金曜日)

午後九時八分開議

○議事日程 第十六号

昭和四十六年十二月二十四日

午前十時開議

第一 蘭系格安定法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

第二 市街化区域内農地に対する宅地なみ課税

に關する請願

第三 地方公共団体に対する財政援助強化措置

に關する請願

第四 自治体病院に対する財政措置の強化に關する請願

第五 給与改定実施のための地方公共団体に對する財源措置に關する請願

第六 地方財政強化に關する請願

第七 公共用地先行取得資金の設定に關する請願

第八 極左過激派集団に対する措置の強化に關する請願

第九 地方財政の財源確保に關する請願

第一〇 地方公務員退職年金、恩給(遺族、廃疾を含む)の増額に關する請願

第一一 離島振興法の期限延長実現に關する請願(八件)

第一二 札幌市内の国鉄高架実現に關する請願(十四件)

第一三 日本鉄道建設公團の建設に係る湖西線

第三〇 職業病法制定に關する請願(十三件)

第三一 診療報酬の引上げ等に關する請願(三件)

第三二 診療報酬の緊急大幅引上げ等に關する請願(五件)

第三三 老齢福祉年金及び老人の医療費に關する請願(四件)

第三四 老人医療費公費負担制度の早期実施に關する請願(二件)

第三五 老人医療費公費負担制度の創設に關する請願(四件)

第三六 人工腎臓の増設等腎臓病患者援護に関する請願(六件)

第三七 国民年金等の改善に關する請願(二件)

第三八 国民健康保険に関する請願(二件)

第三九 医療事務管理士法の制定に關する請願(五十四件)

第四〇 スモン病等難病対策のため健康保険制度改正に關する請願(六件)

第四一 無認可保育所に対する公費の助成に関する請願(三件)

第四二 障害福祉年金の増額に關する請願(九件)

第四三 育児休暇制度法制化促進に關する請願

第四四 老人の福祉に關する請願(九件)

第四五 医療保險診療報酬引上げ等に關する請願(三件)

第四六 リウマチの専門病院及び国立研究センター設立等に關する請願(二件)

第四七 医療法に基づく必要病床数の算定基準は正に關する請願

第四八 婦人労働者対策の促進に關する請願

第四九 児童手当制度の拡充強化に關する請願

第五〇 事業内訓練費補助率の引上げに關する請願

第五一 難病その他の特定疾患対策に關する請願

第五二 老人医療費の無料化に關する請願

第五三 スモン対策の確立に關する請願

第五四 清掃施設(屎尿・ごみ処理施設)の整備事業に對する補助に關する請願

第五五 民生委員及び兒童委員の増員等に關する請願(二十七件)

第五六 失業対策事業制度の存続等に關する請願

第五七 国民健康保険に關する請願

第五八 社会福祉関係事業に對する補助基準額等に關する請願

第五九 労働者災害補償保険法によるせき肺損傷者に關する請願(九件)

第六〇 労働災害以外によるせき肺損傷者に關する請願(八件)

第六一 難病救済対策の確立に關する請願(五件)

第六二 清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転業に對する補償救済に關する請願(二件)

第六三 元満鉄職務傷病社員等に對し戦傷病者

第六四 老人の福祉に關する請願(二件)

第六五 保険診療経理士法制定に關する請願(九件)

第六六 医師・看護婦の増員に關する請願(二十三件)

第六七 年金内容の改善に關する請願(十二件)

第六八 内部障害者(結核、心臓病)の国鉄運賃割引実施と生活向上に關する請願(十七件)

第六九 薬局等配置問題懇談会の答申反対に關する請願

第七〇 原爆被害者援護に關する請願(六件)

第七一 民間社会福祉労働者の労働条件改善等に關する請願(十七件)

第七二 薬局等の適正配置に關する請願

第七三 障害者の生活・医療・教育・労働に關する請願(六十八件)

第七四 身体障害者に關する請願

第七五 難病対策のため厚生省新設予定の特定

疾患対策室予算の完全実施等に関する請願

(二件)

第七六 老齢福祉年金、老人医療等老齢保障確立に關する請願(五件)

第七七 腎臓病患者の援護に関する請願

第七八 看護制度の充実に關する請願(九件)

第七九 むちうち症等交通災害者の治療等に関する請願(三件)

第八〇 傷病恩給の増額改善に関する請願

第八一 特定郵便局長の恩給計算上旧在職期間全年通算に關する請願(一件)

第八二 戰傷病者の恩給増額に関する請願(二件)

第八三 傷病恩給の是正に關する請願(二件)

第八四 元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願(二件)

第八五 定期叙位の未伝達位記の伝達促進に関する請願

第八六 傷病恩給の増額に關する請願

第八七 旧軍人等に支給される傷病恩給の改善に関する請願

第八八 元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済年金通算等に関する請願

第八九 傷病恩給及びに戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金等裁定促進に關する請願

第九〇 恩給・共済年金の増額に関する請願

第九一 傷病恩給の改善に関する請願(百四件)

第九二 恩給・年金完全スライド制実現等に関する請願(十五件)

第九三 学校体育施設(砂場)の整備促進に関する請願

第九四 養護教諭の全校必置等に関する請願(七件)

第九五 義務教育施設整備に関する請願

第九六 国立岩手大学法文学部の創設に關する請願

第九七 就学前教育の振興に関する請願

第九八 交通遺児に対する奨学資金給付制度の

新設に關する請願

第九九 教職員定数の現行標準法に基づく最低保障制堅持に關する請願

第一〇〇 昭和四十七年度教育予算増額に関する請願

第一〇一 義護教諭の養成に關する請願(三件)

第一〇二 千葉市の加賀利貝塚広域保存に関する請願(六件)

第一〇三 大学の授業料等値上げ反対等に関する請願(十件)

第一〇四 山村開発次期対策の早期実現に関する請願(三百九十九件)

第一〇五 国産材の振興対策等に關する請願(三百九件)

第一〇六 外材対策の確立に關する請願(百二十一件)

第一〇七 技本的造林政策の確立に關する請願(百二十二件)

第一〇八 オレンジ、果汁等の貿易自由化阻止等に關する請願

第一〇九 農地集団化(交換分合)事業に伴う農家住宅等の移転促進に關する請願

第一一〇 消費者米価に対する物価統制令適用除外反対に關する請願

第一一一 農畜産物の貿易自由化阻止に關する請願

第一一二 肉牛及び牛肉の輸入自由化反対に關する請願

第一一二三 岩手県上閉伊、九戸両海区を第二次漁業構造改善事業実施地域に指定に關する請願

第一一四 米の生産調整対策並びに総合農政の推進に關する請願

第一一五 過疎地域における農林業生産基盤整備事業の補助率引上げ等に關する請願

第一一六 夕張公設地方卸売市場建設に關する請願

願 第一一八 造林事業促進に關する請願

第一一九 農産物の貿易自由化抑制等に關する請願

第一二〇 外国產生糸の輸入規制等に關する請願(二件)

第一二一 農林年金制度改革に關する請願(二十二件)

第一二二 家畜共済制度の抜本的改正等に關する請願(二件)

第一二三 漁港の整備促進に關する請願

第一二四 蚕糸対策に關する請願(二件)

第一二五 生糸の輸入制限措置に關する請願

第一二六 北海道における冷害対策に關する請願

す。国会の会期とは、端的にいえば、相撲の土俵にたとえられるものであり、国会法の規定の趣旨は、会期内に可能な限り諸案件の審議を終了すべきであつて、会期の延長は、あくまでも例外的に容認されるものであります。例外的とは、国民の期待にこたえるためにはいまだ法案の審議が十分なされていないこと、加えて、会期延長による請願(二件)

第一一八 造林事業促進に關する請願

第一一九 農産物の貿易自由化抑制等に關する請願

第一二〇 外国產生糸の輸入規制等に關する請願(二件)

第一二一 農林年金制度改革に關する請願(二十二件)

第一二二 家畜共済制度の抜本的改正等に關する請願(二件)

第一二三 漁港の整備促進に關する請願

第一二四 蚕糸対策に關する請願(二件)

第一二五 生糸の輸入制限措置に關する請願

第一二六 北海道における冷害対策に關する請願

○本日の会議に付した案件
一、会期延長の件
一、国家公務員等の任命に關する件
一、日程第一

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。この際、会期延長の件についておはかりいたしまます。

議長は、会期の延長について議院運営委員会にはかりましたところ、会期を三日間延長すべきであるとの決定がございました。

会期を三日間延長することについて、討論の通告がございます。発言を許します。小野明君。

〔小野明君登壇、拍手〕
○小野明君 私は、ただいま議題となりました本会を三日間延長するという提案に対し、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党並びに二院クラブを代表して、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

以上の前提に立つて具体的な反対理由を申し述べたいと存じます。

反対の第一の理由は、今沖縄国会の内容、すなわち、その審議経過から見て無意味なものと言えます。わざか三日間の会期延長では、残された問題点、特に沖縄関連国内法の疑点は絶対に解明されるものではないと信じます。国民の大きい疑惑とされるものを數えあげてまいりましたが、私は、まず、核の有無、その存否が、沖縄はも

るん、本土をも含めて、立証されておるのかどうか。総理自身も、何らかの方途を検討中と答弁し、核の有無を検証する第一段階にすら立っていなければございませんか。

第二は、基地撤去——百歩譲つて基地縮小のプログラムさえ示されない状態であり、また、基地機能をいかにするかという基本方針さえ依然として黒いペールにおわれたままあります。政府・自民党の言う核抜き・本土並みはまづかな偽りであり、沖縄県民、國民を愚弄するものと言わなければなりません。(拍手)

第三に対米支払いの問題。國民のまさに血税で支払われる三億二千万ドルの積算根拠は一向に明らかにされておらない。國民の税金は、支払い目的、その根拠不明確では一円たりとも支出すべきでないことは、私が申し上げるまでもございません。

第四に、一方的に対米請求権を調査することもなく放棄し、しかも、講和前の請求権にまで及んでおるその根拠は一体いかなるものであるのか。これらは三日間で明らかにされ得る内容のものではなく、まさに没理論の強弁のみが残つておるだけと言わなければなりません。

第五に、公用地法案は、人間の平等、財産権擁護をうたう憲法に違反するものであるという重大な疑点をも残しております。さらには、公用地の強制措置をとる手続が簡略に過ぎるものであり、しかも強圧的であり、今後の國家権力発動の方との関連が問われなければなりません。

これらの審議経過で明らかになつたのは、いま述べたような問題点が残されており、一方では、総理はじめとする大臣答弁の類型化、また画一化によって法案の欺骗性が自己暴露されたことございます。総理以ト大臣の答弁は、「返還後にばつぱつやります」、「それは知りませんでした」、「調査研究いたしました」、「核はありません」、「それら類型化されし検証の方法はありません」。これら類型化されたことばには、一片の誠意も、國民に訴える熱意

もありません。國民をおさげにする答弁の繰り返しは、行政権の乱用であり、立法府の審議機能を妨害するものであります。右の問題点は、いずれもアメリカとの再交渉、あるいは抜本的再検討をなさなければ明らかにならない問題点ではなかろうかと存じます。

反対の第二の理由は、この会期延長に審議の充実という美名に隠れた議会制民主主義の侵害についてであります。わずか三日間土俵を広げる意味は、この三日間に社会党をはじめとする全野党の慎重審議の要求を庄毅する暴挙と言えるものであります。衆議院においては、わずか審議期間一日半で返還協定を強行採決し、参議院を自然成立に追い込み、今回はまた、関連国内法の審議を圧縮する反動的立法権の行使を強要しているものと言わなければなりません。衆議院における関連国内法の審議は十八日間に及んでおり、言うまでもなく、この日数ですら、問題の大きさ、その深刻さに比べれば少ないと見えるのが実情であります。それでもかかわらず、参議院の審議は、昨日十三日を入れてもわずか五日間にしかすぎないのあります。このことからすれば、この三日間にわざわざの慎重審議の要求を削り、庄毅し、いかにその手をよそそうとも成立させようとする、ぎらぎらした野望をむき出しにした暗雲の漂う三日間になることは必至であります。同時に、これはまた佐藤総理のサンクレメンテ会談への手引けを強引につくり出そらとする陰謀にほかなりません。(拍手)

第三の反対の理由は、参議院の審議日数についての曲解、歪曲についてであります。一部に、参議院の審議日数を十日間確保すれば、また三日間延長すれば議了すべきだとする議論がありますが、これはとんでもない話であります。一法案に十日間かかるというのであればまだしも、今回のよう多く疑点を残し、将来に禍根を残す沖縄協定があり、公用地をはじめとする重要な関連法案が七本もある中で、十日間の審議、しかも、議

もありません。國民をなおざりにする答弁の繰り返しは、行政権の乱用であり、立法府の審議機能を妨害するものであります。右の問題点は、いずれもアメリカとの再交渉、あるいは抜本的再検討をなさなければなりません。そのためには、政府・自民党の強引な国運営であり、絶対に許されないと言えます。(拍手)

もともと今国会の会期については、わが社会党は六十日間を要求したのですが、政府・自民党は七十日間を主張し、衆議院議長もまた七十日間の審議日数で十分であると主張されたため、審議未了、廃案とすべきであります。なお説明されない点については、次期通常国会で十分な時間をかけ、調査と国民世論の動向に基づいて結論を下すのが國權の最高機関である国会の任務であると信じます。(拍手)

そもそもこの国会において本日までに十分な審議が行なわれなかつたとするならば、しいて延長の理由を求めるならば、それは一つは、十一月十七日における前代未聞の強行採決、これが一つである。いま一つは、佐藤内閣閣僚の相次ぐ失態、放言によるものと言わなければなりません。いわば、政府・自民党的責任で今日の事態を招いたと言わなければなりません。

自由民主党の諸君は、この責任を転嫁し、わずか三日間の会期延長をしようとしたとしておりますが、これによつて国会の責務、参議院の機能を果たし得ると信じておられるのであります。しかし良識の府、党利党略からの運営を行なうべきでない本院の審議に、自分自身で信頼できると考えておられるのであります。われわれの主張は、単なる野党の主張でもなければ要求でもない。参議院の立法機能、審議機能の確立を要求するものであります。

第四の反対理由は、この沖縄国会を党利党略の具にしようとする悪行があることであります。

「沖縄をあたかく迎えよう」、こういうポスター

を全国にばらまき、総選挙の候補者か何か知りま

せんが、顔写真を入れるという選挙第一の宣伝を

しており、沖縄県民の苦渋に満ちた占領下の生活

を国会の議席確保のために利用するという、隠匿された目的を持った行為が公然と行なわれている

といふことであります。沖縄の地を訪れた国会議員諸公は數多くあります。しかし、沖縄をかかる党利の具に、党略の手段とするのは見のがしえないことがあります。心ない者には、沖縄の声は聞こえず、その願い、また生活の苦しみは見えません。しかし、立法府の立場からして、今国会の審議を政争の具とすべきでは断じてないのであります。

さらに指摘しなければならないのは、国会内においても自党本位の非民主的行為がなされたことがあります。衆議院での強行採決におけるいま一つの大きい問題は、沖縄出身の瀬長亀次郎君、安里積千代君、上原康助君の三議員の質問を許さず、これをカットし、沖縄百万県民の声を封殺したことであります。このことはいかに弁解をしてても、沖縄を無視している心のあらわれであり、何としても許すことのできない今国会における最大の汚点と言らるべきではないでしょうか。

また、参議院を自然成立に追い込み、審議を空洞化させ、その権威を踏みにじる暴挙に對して参議院が会期の延長を認めるならば、その暴挙を追認し、衆議院同様の党利党略的運営といふ反動的議会運営への道を歩むことになると言つても過言ではありません。ここは衆議院ではありません。参議院は自主的民主的運営、積極的な改革を推進しなければなりません。そのためにはわれわれは、現在の民主的な改革を妨害している政府・自民党に対しても、決然としてその非を糾弾し、参議院の自主性を確立する責任を國民から負託されてい

最後に、私は、今日の政治における参議院の存意義を顕在化しなければならない責務を有していると信じます。この立場から、今回のような会期延長、すなわち、沖縄関連法案の強圧的成立のための延長には断固反対するところが、眞の国民を代表するわれわれのるべき態度であり、議会政党であると信じるものであります。国民とともに歩み、平和と福祉の日本を建設する任務を持つわれわれは、形式的会期延長、欺瞞的審議は議会制民主主義を形骸化させ、反動的国家日本、軍事大国日本へと連なるものと言わなければなりません。

私は、ここに全野党を代表し、再び、本国会を本日をもつて終了し、沖縄関連法案を廃案とし、アメリカとの再交渉の上、新たな立場での提案をすることを政府・自民党に強く要求し、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○謙長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。
これより採決をいたします。
表决は記名投票をもつて行ないます。会期を三日間延長することに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

[議場閉鎖]

[投票執行]

[参事氏名を点呼]

○謙長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

[投票箱閉鎖]

○謙長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

[議場開鎖]
[参考投票を計算]

○謙長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二票

百二十八票

百四票

白色票

青色票

よって、会期は、三日間延長することに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百二十八名

久次米健太郎君

森八三一君

川上為治君

棚辺四郎君

橋本繁蔵君

桧垣徳太郎君

山崎竜男君

佐藤一郎君

寺本広作君

園田清充君

濱田幸雄君

中村植二君

原丈文兵衛君

志村愛子君

大谷邦太郎君

高橋光教君

町村金五君

高橋文五郎君

岡本悟君

大谷藤之助君

小笠公韶君

高橋宜実君

玉置猪夫君

大竹平八郎君

堀見俊二君

石原慎太郎君

小笠公韶君

岡本悟君

大谷藤之助君

高橋宜実君

玉置猪夫君

大竹平八郎君

堀見俊二君

石原慎太郎君

小笠公韶君

高橋宜実君

玉置猪夫君

大竹平八郎君

昭和四十六年十二月二十四日 參議院會議錄第十七号

第三種郵便物認可
明治二十五年三月三十日

定価
一部五十円

(配送料)
發行所

東京都港区赤坂菱町二番地
郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)